

消費生活センターからの お知らせ

平成 26 年
3 月 14 日発行
NO. 7

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい詐欺トラブルなどについての情報を皆さまにお伝えしています。

それ、「架空請求」です！

あなたの携帯電話に、こんなメールが届いたことはありませんか？

最近、身に覚えのない右記のようなメールが無差別に送りつけられています。このような通知は架空のものであり、連絡をするとお金を請求されることがあります。

絶対に相手に連絡をせず、無視しましょう！
メールの他に、「訴訟問題内容通知」などという題名でハガキが送られてくることもあります。これについても「架空請求」ですので、絶対に相手に連絡をしないで無視してください。

心配であれば
消費生活センター
にご相談を！



株式会社●●リサーチ
TEL 03-4●●●●-●●●4
顧客担当 ●●
調査予告通知

突然のご連絡失礼致します。弊社はインターネット運営会社より依頼を受け、料金滞納様様の調査などを行っております。お客様がご使用の携帯端末より以前ご登録された、モバイル情報サイトの管理会社様から弊社に、身辺調査依頼の申請がありましたのでご報告させていただきます。無料期間中に正常に退会処理がとられていない為、登録状態のまま放置が続いております。このまま放置されますと電子端末発信者名義認証を行い、法的処置を行う為の身辺調査に入らせて頂きます。身辺調査の開始、法的処置への移行の前に双方にとってより良い解決に向かう為、詳細の確認、和解、ご相談ご希望の方は早急にお問い合わせ下さい。

* 尚、本通知を最終通告とさせていただきますのでご了承お願い致します。

株式会社●●リサーチ
TEL 03-4●●●●-●●●4
顧客担当 ●●
受付時間 8:00~19:00
定休日 日曜
東京都調査協会 認定調査会社
関連団体：社団法人日本調査業協会
東京都公安委員会調査業届出番号第 3073○○○号



あなたのお子さん、 ソーシャルゲームにはまっていませんか？ そこにはワナがあるかも...

事例

子どもが「無料」のゲームをやるため親のスマホを使って遊んでいた。

ところが翌月、20万円ものクレジットカードの請求が来た。子どもに問い詰めると、親のクレジットカードをこっそり使って有料のアイテムを購入していたことがわかった。

レアアイテム
GET!



子どもは、親が思っている以上にスマホ等の操作に詳しく、携帯ゲーム機や音楽プレイヤー等を使って親の知らない間に友達と通信したり、ネットにつなげたりしていることがあります。

親はスマホやゲーム機等について理解し、ゲームの料金体系、決済方法等についても確認し、ゲームに熱中しすぎないように、遊び方やルールについて子どもとよく話し合みましょう。

ルールを決めてね



発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター 2階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30

